

「新型コロナウイルス感染防止にかかる在宅受講願制度」について

1. 趣旨

本学の 2022 年度授業方針における「学生本人や同居されているご家族に重症化リスクが懸念されるなど特段の事情がある学生」に対する「対面授業のオンライン形式での受講を可とする等の配慮」を実現するため、「新型コロナウイルス感染症防止にかかる在宅受講願制度」を新設いたします。

所定の手続きと審査を経て許可された学生は、ハイフレックス型授業やオンデマンド授業等、授業担当教員が指定する方法により在宅で受講することができます(授業担当者が対面授講を指示する場合等を除く。6. を参照)。

2. 実施期間

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する文教大学の活動指針(ガイドライン)」のレベル Ⅰ 以上が宣言される期間」に実施します。

※国の基準等が見直されるなどし、本学ガイドラインが変更された場合は、運用を改定することがあります。

3. 適用対象・必要書類

下記 A~D のいずれかに該当する正課生及び特別生で、所定の手続きを行い許可を得た学生

	在宅受講対象者	申請時の提出書類	面談
A	新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを高める基礎疾患を有する学生	①医師の診断書または医師の証明書	必要に応じて実施
B	新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを高める基礎疾患を有する家族または妊産婦と同居する学生	次の①②の両方を提出 ①診断書 または 医師の証明書 ②住民票の写し(謄本または学生本人と高リスクの家族の記載された抄本)	
C	同居家族が新型コロナウイルス感染症の罹患を避けるべき職業に従事している学生	次の①②の両方を提出 ①ア・イいずれか ア ・同居家族の勤務先事業所からの要望書 (大学様式 1 号または任意様式) イ ・同居家族の就労証明書(在職証明書) ・同居家族による事情を説明する申出書 (大学指定書式・様式 2 号) または ・同居家族の在職がわかる身分証の写し ・同居家族による事情を説明する申出書 (大学指定書式・様式 2 号) ②住民票の写し(謄本または学生本人と罹患を避けるべき家族の記載された抄本)	
D	日本への渡航が困難な留学生	特になし	

授業の性質上どうしても対面で受講しなければならない場合は、一部科目のみ対面授講の希望を出すことができます。

(補足事項)

◎「医師の診断書、医師の証明書」について

重症化リスクを高める基礎疾患として、次の通り考えられます。医師の診断書または証明書は、下記の疾患に該当することがわかる内容のものを提出してください。

下記の疾患に該当しないが、医師が重症化リスクが高いと判断している場合は、そのことがわかる内容の診断書等を提出してください。

(1) 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

(2) 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方

*BMI30 の目安：身長 170cm で体重約 87kg、身長 160cm で体重約 77kg。

出典：厚生労働省「高齢者以外で基礎疾患を有する方について」（2021 年 3 月 18 日時点）

◎住民票の写しについて

事情により、住民票記載の住所と実際の居住地が異なる場合は、大学指定の申出書（様式 3 号）により代用できます。（例：家族が出産のため一時的に帰省している場合など）

◎各種指定書式について

各校舎の教務課、教育支援課のホームページに掲載いたします。

4. 申請受付期間

学期	対象学年	申請期間	審査結果通知予定
春学期	新 2～4 年生	2022 年 3 月 10 日（木）～3 月 31 日（木）	4 月 6 日（水）
	新 1 年生	2022 年 3 月 10 日（木）～4 月 18 日（月）	4 月 26 日（火） （3 月 31 日までに 申請のあった者につ いては 4 月 6 日に 通知予定）
秋学期	全学年	2022 年 8 月 16 日（火）～9 月 5 日（月）	9 月 14 日（水）

制度の適用を許可された者の学期途中での取り下げは原則として認めません。

なお、春学期に適用許可された学生も、秋学期に継続して適用を希望する場合は改めて申請いただきますが、書類のアップロード・原本提出は求めない予定です。手続きは改めてご案内します。

5. 申請方法

新規申請の場合、以下①、②の両方の手続きが必要です。

①Google フォームによる申し込み

申請期間内に所定の Google フォームより必要事項を入力してください。その際、必要書類を写真等の電子データとしてアップロードしてください。

②必要書類の提出

フォームでの申請後、必要書類(3.を参照)の原本を簡易書留またはレターパックプラスで速やかに提出してください。申請期間翌日の消印を有効とします。

提出書類の返却を希望する場合は、返信用のレターパックプラスを同封してください。

フォームの URL と書類提出先の情報は、各校舎の教務課、教育支援課のホームページ等に掲載いたします。

春学期に適用を許可された学生向けの継続申請の手続きは別途ご案内します。

6. 「新型コロナウイルス感染防止にかかる在宅受講願制度」適用期間の遵守事項

①授業に付随する学外活動(ゼミナール等でのフィールドワーク等)に参加しないこと。ただし、授業担当教員が教育効果に鑑みて参加が不可欠であると判断した場合は、授業担当者が別途申請することにより参加を許可することがある。

②課外活動に参加しないこと(※非対面の活動は除く)。

③アルバイト、ボランティア活動、インターンシップ等の学外の活動に参加しないこと(※非対面の活動は除く)

④授業担当者が対面でなければ教育の質を確保できないと判断する場合、在宅受講を許可された者であっても、授業担当者が指定する特定の授業回又はすべての授業回を対面で受講しなければならない。対面での受講を指定した授業回を在宅受講した場合は、「欠席」と扱う。ただし、授業担当者は、みだりに対面受講の指定をしないよう努めるものとする。

⑤授業担当者が、厳正な成績評価のために定期試験の対面受験が不可欠と判断する場合、在宅受講を許可された者であっても、対面で受験しなければならない。ただし、授業担当者は、みだりに対面受験の指定をしないよう努めるものとする。

7. 「在宅受講願制度」適用対象者への授業対応

ハイフレックス授業やオンデマンド授業等、授業担当教員の指定する方法で対応します。各自で各授業担当者に対応方法を確認してください。

8. 個人情報、書類等の取り扱いについて

- 提出された個人情報は「文教大学学園 個人情報取り扱いに関するポリシー」に基づき管理し、本制度の目的以外には使用いたしません。
- フォームより回答のあった内容及び提出書類(データ・原本)は、各学部教務委員長等及び担当事務局のみ閲覧することとします。第三者への提供は、本人の同意がない限り行いません。
- 提出された書類の電子データは、2022年度の本制度運用終了後、速やかに削除いたします。
- 提出された書類の原本は各事務局の施錠可能な場所で厳重に保管し、審査終了後速やかに処分いたします。なお、希望者には書類を返却いたします。
- 以上について、本制度への申請があったことをもって申請者が同意したものとみなします。

以上